

事務の名称	平成30年度の検討・準備所管課	主な事務の概要	想定件数	検討状況
児童福祉審議会の設置に関する事務（第2章）	子ども育成推進課、子ども家庭課、障害施策推進課、保育課、調整指導課	児童福祉法第8条により、「児童福祉に関する事項」を調査審議するため、「審議会その他の合議制の機関」を置く。	本会：年2回 部会：里親（6回） 子供権利擁護（12回） 死亡事例等検証（6回） 保育（15回） ※平成28年度東京都実績	・先行自治体の事例を研究し、制度設計や委員構成のあり方の検討を進める。 ・平成31年10月を目途に委員の具体的な人選を行うほか、既存会議体との関係の整理を行う。 ・児童相談所設置条例の制定（平成31年度）に併せ、本事務に係る条例制定に向けた検討を行う。
里親に関する事務（第3章）	子ども家庭課、総合支所保健福祉センター生活支援課	里親に関する普及啓発、認定及び登録、里親と児童の交流に関する調整など	養育家庭：12件程度 養子縁組：10件程度 専門養育家庭：3件程度 親族：1件程度	・関係規則を改正し、里親申請や登録についての手続き等を定めるほか、里親登録数を増やすための取組み等を行う。
児童委員に関する事務（第4章）	生活福祉担当課、子ども家庭課、総合支所保健福祉センター生活支援課	定数条例の制定、厚生労働大臣への委員の推薦等、地方社会福祉審議会（部会等）の運営、研修の実施など	条例改正：3年に1回 推薦：年4回 台帳管理、辞職、変更等：月1回	・定数条例の制定や推薦等事務、地方社会福祉審議会の運営については、平成31年度上半期までに必要な規定案を作成する。 ・児童相談所設置条例の制定（平成31年度）に併せ、本事務に係る条例制定に向けた検討を行う。
指定療育機関に関する事務（第5章）	健康企画課、感染症対策課	結核にかかっている児童に対する療育の実施、指定療育機関の指定	0件※療育給付対象患者数の急増が見込まれないこと、目黒区にすでに設置されていることから適正配置の観点から想定しがたい。	・都へ指定までの経緯等を確認し、想定件数等について再度検討する。 ・児童相談所設置条例の制定（平成31年度）に併せ、本事務に係る条例制定に向けた検討を行う。
小児慢性疾患の医療の給付に関する事務（第6章）	健康企画課、感染症対策課、総合支所保健福祉センター健康づくり課	小児慢性特定疾病医療費の支給認定、医療受給者証の交付、小児慢性特定疾病審査会の設置など	申請：490件 ※平成28年度実績 審査会：月数件程度	・小児慢性特定疾病審査会（認定審査会）の設置方法の方向性は特別区長会において検討を進める。また、各検討機関の状況を踏まえ、共同開催や合同開催の可能性について検討する。 ・平成31年3月までに条例・施行規則等の原案を作成する。 ・児童相談所設置条例の制定（平成31年度）に併せ、本事務に係る条例制定に向けた検討を行う。
障害児入所給付費の支給等に関する事務（第7章）	障害施策推進課、総合支所保健福祉センター保健福祉課	障害児入所給付費の支給、障害児入所施設の指定及び児童福祉施設の認可など	新規：98件 更新：213件 ※平成27年度東京都（区部）実績	・障害児入所施設は都立施設が多く、東京都の入所調整の仕組みに区も入るなどして、綿密に連携できる体制が必要である。 ・児童相談所設置条例の制定（平成31年度）に併せ、本事務に係る条例制定に向けた検討を行う。
児童自立生活援助事業に関する事務（第8章）	子ども家庭課、調整・指導課	児童自立援助事業の届出に関すること、児童自立生活援助事業に係る検査等、制限又は停止。	届出、制限、停止：数年に1件程度 経費の支払い：月10件程度 検査：年1回	・各区の裁量を反映した事務処理、指導検査を行う必要があるため、都の実施基準やマニュアル等を参考に各区において基準の整備を行う。
児童福祉施設に関する事務（第9章）	保育認定・調整課、調整・指導課、子ども家庭課、子ども育成推進課、児童課、保育課、障害者地域生活課、生活保健課	国、都道府県及び市町村以外の者が設置する児童福祉施設の認可、児童福祉施設の設置者等に対する、最低基準維持のための監督として行う報告の徴収、検査など	助産施設：検査等1件 母子生活支援施設：検査等4件 保育所：認可等25件、検査等200件 児童養護施設：検査等2件 児童厚生施設：検査等26件 児童発達支援センター：検査等2件	・設置認可、検査等の事務は各担当所管課において行うことを基本とするが、効果と効率の観点から一元的に行う部署を設置することも含めて検討する。 ・担当部署の方向性を早期に確定させるとともに、事務量算定のため、先行市や都の状況について調査を進める。 ・児童相談所設置条例の制定（平成31年度）に併せ、本事務に係る条例制定に向けた検討を行う。
認可外保育施設に関する事務（第10章）	保育認定・調整課、保育課、子ども育成推進課、調整・指導課	認可外保育施設からの報告徴収、認可外保育施設への立ち入り調査、認可外保育施設の設置届出及び休止・廃止届の受理	認証保育所、保育室など 計338件 ※平成30年4月現在	・指導監査については、担当課を設置するか検討する。 ・認可外保育施設の届出事務、指導監査、巡回指導の役割を明確にし、事務量を算定した上で組織体制、人員配置について平成30年度において検討する。

事務の名称	平成30年度の検討・準備所管課	主な事務の概要	想定件数	検討状況
小規模住居型養育事業（ファミリーホーム）に関する事務（第11章）	子ども家庭課、調整・指導課	国及び都道府県以外の者の小規模住居型養育事業の届出受理、小規模住居型養育家庭事業に係る検査など	1 ホームあたりの委託児童定員：5～6名	・ファミリーホームの確保や研修の組み立て、実施などについて検討を行う。 ・専門的な知識等の修得が不可欠で、移管当初は特別区全体としても、ノウハウがない状況であり、人材育成は最重要課題である。
障害児通所支援事業に関する事務（12章）	障害者地域生活課、障害施策推進課、総合支所保健福祉センター保健福祉課、調整・指導課	障害児通所支援事業等の届出及び検査など	・届出に関すること：10件程度 ・検査等（平成30年4月現在） 児童発達支援30件 放課後等デイサービス38件	・届出の受理及び検査等については、他自治体の例も参考にしながら、最も効果的な運営体制について検討を進める。
一時預かり事業に関する事務（第13章）	子ども家庭課、子ども育成推進課、保育課、保育認定・調整課、調整・指導課	児童福祉法に基づき、一時預かり事業の届出に関すること、一時預かり事業に係る検査、制限又は停止	61か所 ※平成29年度末現在	・他市の例も参考とし、引き続き届出の受理及び検査等を行う体制を検討する。 ・事業実施に際して各区の裁量を反映した事務処理、指導検査を行う必要があるため、都の実施基準やマニュアル等を参考に、各区において基準等の整備を行う。
特別児童扶養手当に関する判定事務（第14章）	障害施策推進課、総合支所保健福祉センター生活支援課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する障害児及び重度障害児についての知的障害の認定診断書の作成	診断書作成は、ほぼ医療機関で行っており、児童相談所では総合判定区分確認書を作成している。	・判定事務については、児童相談所で行う。 ・相談・申請の窓口は、これまでどおり子ども家庭支援センターとし、現行と同様の事務を行う。
療育手帳に係る判定事務（第15章）	障害施策推進課、総合支所保健福祉センター保健福祉課	療育手帳の申請受付、判定など	147件 ※平成24年度世田谷児童相談所実績	・判定事務については、児童相談所で行う。 ・手帳の交付については、区の窓口より行い、同時にサービスに関する説明を行うことを検討する

新たに追加された設置市事務

事務の名称	根拠法令	主な事務の概要	備考
障害福祉サービス等情報公開に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法	障害児入所施設等、指定障害児通所支援、指定障害児相談支援事業者の情報の公表	・平成30年4月に「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い追加。 ・関係所管課による新たな検討体制を立ち上げ、移管に向けた検討を行う。
民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに関わる事務	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律	①民間あっせん機関の許可等 ②規定事由の事象が発生した際の民間あっせん機関からの報告聴取 ③民間あっせん機関への指導及び助言 ④民間あっせん機関からの報告聴取及び検査 ⑤養子縁組のあっせんに係る制度の周知	・平成30年4月に「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」が施行されたことに伴い追加。 ・関係所管課による新たな検討体制を立ち上げ、移管に向けた検討を行う。